

# 第3次芦屋町 地域福祉計画 地域福祉活動計画

概要版



令和6年3月

福岡県芦屋町  
芦屋町社会福祉協議会



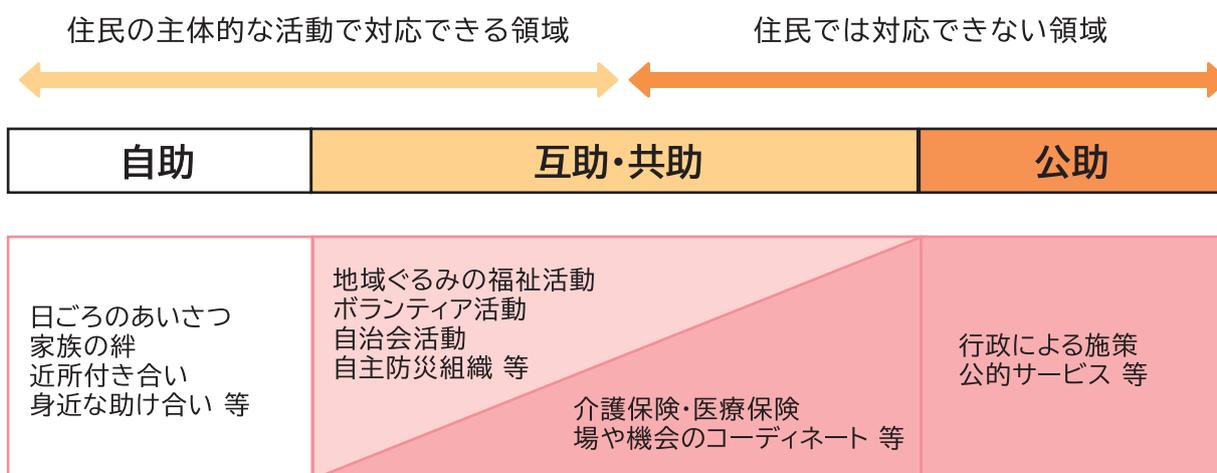
## 1 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動のことで、**「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、地域で安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことをいいます。**

課題を解決する取組方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

「地域福祉」の視点で見ると、これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、包括的な支援体制を整備することが求められており、行政や社会福祉法人芦屋町社会福祉協議会（以下「芦屋町社会福祉協議会」という。）をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

### 《自助・互助・共助・公助の関係性》



## 2 地域福祉活動計画について

「地域福祉活動計画」は、「地域住民」「地域で社会福祉活動を行う者」「社会福祉事業を営業者」が主体的に参加して策定し、互いの協力により地域福祉を推進していくことを目的とした民間の活動計画です。本町が策定する地域福祉計画と芦屋町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定することで、行政や芦屋町社会福祉協議会、地域住民、団体等、地域福祉に関わるそれぞれの役割が明確になり、共通の理念や目標のもとで、より効率的、効果的に活動や事業を展開していくことが可能となります。このため、本計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

### 3 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うことが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

本町においても、このような制度を必要とされる人が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定することとします。

### 4 再犯防止対策の推進について

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

本町においても、今後、再犯防止対策を体系的に進めて行く必要があることから、今回の計画策定に際し、「地方再犯防止推進計画」を包含して策定することとします。

### 5 自殺対策の推進について

ここ数年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺に関する状況に変化が生じています。コロナ禍以前と同じく、中高年男性が自殺者数の大きな割合を占めることに変わりありませんが、令和2年には自殺の要因となり得る様々な社会状況が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数において11年ぶりに前年を上回りました。

本町においても、第2次地域福祉計画に包含する形で自殺対策計画「芦屋町いのちを支える計画」を策定しました。

本町として、引続き、自殺対策を体系的に進めて行く必要があることから、今回の計画策定に併せて、「芦屋町いのちを支える計画」についても改訂を行うこととします。

## 6 計画の期間

本計画について、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

計画期間中においては、振り返りやPDCAサイクルを活用して取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

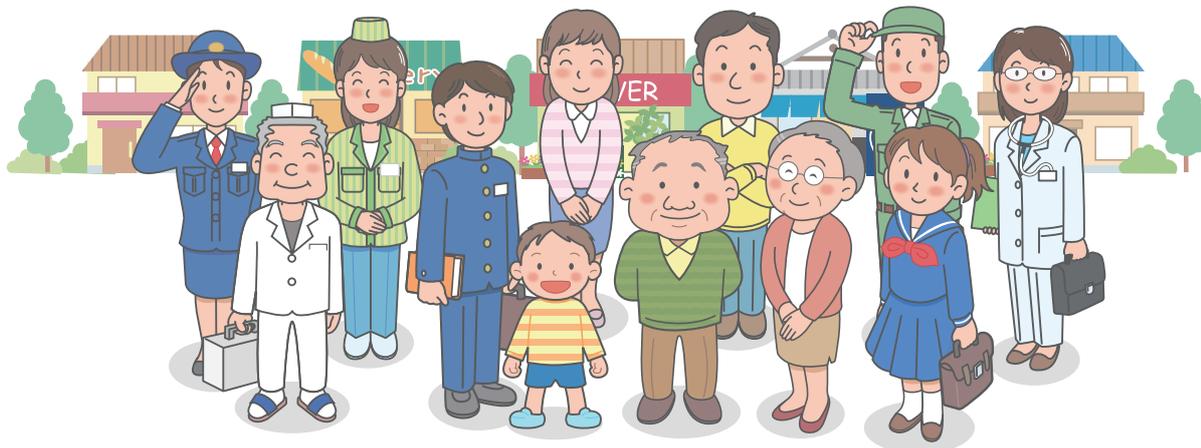
令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
「第3次芦屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」					 次期計画

## 7 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

これまでの計画では、地域において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人との「つながり」を再構築し、また、住民参加による「支え合う」ための仕組みをつくることを目指し、『認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり』を基本理念としてきました。

本計画においても、これまでの計画における基本理念を変更せず、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。



## 8 基本目標

基本理念である「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」、地域共生社会の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の3項目を「第3次芦屋町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

### 基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

#### みんなで取り組むこと

福祉サービスをよく知ろう。  
相談窓口を活用しよう。



#### 町の取組

芦屋町在宅の方のための福祉サービスガイドを、役場福祉課の窓口で配布しています。  
相談場所が分からないときは、まず、役場・芦屋町社会福祉協議会に相談しましょう。  
役場は、相談者が必要とする支援につなげるため、関係機関と連携しています。

相談内容	相談窓口	連絡先
子どもに関する相談	子ども家庭センター (健康・子ども課)	093-223-3577
高齢者・介護等に関する相談	地域包括支援センター(福祉課)	093-223-3581
障がい・生活支援等に関する相談	障がい者・生活支援係(福祉課)	093-223-3530
生活全般に関する相談	芦屋町社会福祉協議会 (芦屋町福祉会館内・緑ヶ丘)	093-222-2866
福祉サービス全般に関する苦情・相談	福岡県運営適正化委員会	092-915-3511
介護サービスに関する苦情・相談	福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7859
児童虐待に関する通報相談	最寄りの児童相談所	全国共通ダイヤル 「189」

**基本目標2 安心安全な暮らしを支える地域づくり**

**みんなで取り組むこと**

周辺の人と交流を図ろう。  
 自治区に加入し地域の活動に参加しよう。  
 ボランティア活動に参加しよう。  
 災害に備えて避難場所などを確認しよう。  
 非常持ち出し袋などを準備しよう。



**町の取組**

町民による自主的な地域づくりをサポートするため、すべての職員が、それぞれ担当する自治区の地域活動に参加します。  
 災害時などに、単独での避難が難しい高齢者や障がいのある人等のうち、名簿への掲載を希望する人の一覧を作成し、自治区や自主防災組織に配布することで、災害時の避難行動支援や日ごろからの見守り活動が円滑に行われるよう取り組みます。

相談内容	相談窓口	連絡先
自治区加入等に関する相談	地域振興・交通係(環境住宅課)	093-223-3539
ボランティアに関する相談	芦屋町ボランティア活動センター (町民会館2階・中ノ浜)	093-221-1011
	芦屋町社会福祉協議会 (芦屋町福祉会館内・緑ヶ丘)	093-222-2866

**基本目標3 福祉を支える人づくり**

**みんなで取り組むこと**

福祉に関する団体や人のことを理解しましょう。  
 地域福祉に関する活動に関心を持ちましょう。  
 地域の皆で互いに助け合おう、支え合おう。

**町の取組**

高齢者や障がいのある人、こどもの権利に関する啓発に取り組みます。  
 民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。  
 福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信を行います。  
 ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

## 9 自殺対策計画策定について

### (1) 計画策定の背景

我が国では、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向が続くなど、着実に成果を上げてきました。

芦屋町（以下「本町」という。）では、「芦屋町いのちを支える計画」が、令和 5 年度で満了を迎えることから、令和 6 年度を初年度とする「第 2 期芦屋町いのちを支える計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本町の自殺の実態と特性に即したきめ細かな自殺対策に取り組んでいきます。

### (2) 基本的な考え方

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのちを支える取組」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

本町においても「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現に向け、次の 5 つの基本施策に基づいて、いのちを支える取組を推進します。

基本施策 1	地域におけるネットワークの強化
基本施策 2	いのちを支える人材の育成
基本施策 3	住民への啓発と周知
基本施策 4	生きることへの支援
基本施策 5	児童生徒の SOS の出し方に関する教育

### (3) 基本目標

本町におけるいのちを支える取組の目標として、本計画期間の最終年度である令和 10 年度までに、誰も自殺に追い込まれることのない芦屋町を目指して「自殺者 0 人」を目標とします。

## (4) 主な相談窓口

- ・芦屋町役場(代表) TEL093-223-0881…どこに相談していいかわからない、そんなときは役場に相談してください。必要に応じて関係機関と連携し、相談対応を行います。決して、相談内容が外部にもれることはありません。安心して相談してください。
- ・北九州いのちの電話TEL093-653-4343…研修を受けたボランティアの電話相談員が、365日24時間相談に対応しています。また、匿名で相談することができます。

## 11 計画を推進するにあたって

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「芦屋町地域福祉計画推進委員会」において、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙や芦屋町ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取組内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

### 第3次芦屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画(概要版)

発行年月日	令和6年3月	
発行	福岡県 芦屋町 福祉課	芦屋町社会福祉協議会
	〒807-0198	〒807-0131
	福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号	福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4番22号
電話	:093-223-3536	電話:093-222-2866
FAX	:093-222-2010	FAX:093-222-3713